

## アメリカ産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な 対策を求めることに関する意見書

政府は、昨年12月12日にアメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を決定し、輸入が再開されたが、本年1月20日にはアメリカから輸入された牛肉にS R M（特定部位）の脊柱の混入が発見された。

アメリカ産牛肉等は、アメリカでは、と畜される牛でB S E 検査を行っているものは極めて少ないこと。トレーサビリティ制度が整っていないため、目視による骨化や肉質の状況で月齢判定を行っているが、誤差が生じること。日本は、すべての月齢の牛の特定部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、アメリカでは、特定部位の除去が30カ月齢以上の牛に限られていること。アメリカでは、除去された特定部位も肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通しているため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、給餌時に誤って牛に与える危険性があることなど、日本に比べてB S E の対策は極めて不十分なままとなっている。

このような中で、昨年、輸入再開を拙速に決定した政府の責任は大変重いものがある。

よって、国においては、国民の保護と食の安全を守るため、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

### 記

- 1 アメリカ産の牛肉等に対するB S E 対策については、上記のような問題点があることから、これらに対する改善措置が明確にならない段階での拙速な輸入再々開は行わないこと。
- 2 国内のB S E 対策について

(1) アメリカ・カナダ産の牛肉等の評価に当たっては、日本のBSE対策である全頭検査、トレーサビリティ、全頭からの特定部位の除去、肉骨粉の禁止を基準にすること。

(2) 輸入時の検査体制を強化し、最大限の検査を行うこと。

(3) 消費者の選択権を確保し食の安全を実現するため、牛肉を使用した外食、中食、加工品等すべてに原料原産地表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月22日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
厚生労働大臣	川	崎	二郎	様
農林水産大臣	中	川	昭一	様
食品安全担当大臣	松	田	岩夫	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様